

平成30年度

# 動物保護センター事業概要

---



---

平成30年10月

# 目 次

## 第1章 動物保護センターのなりたちと施設のあらまし

1	沿 革	1
2	組 織	3
3	管 轄 区 域	4
4	施設の状況	5
5	予 算 等	8

## 第2章 平成29年度動物保護センターの仕事

1	動物保護センター業務体系	9
2	動物保護事業	10
(1)	犬・猫等の引取り	10
ア	飼えなくなった動物の引取り	10
イ	所有者の判明しない動物の引取り	10
(2)	動物の譲渡と処分	10
ア	動物の譲渡、返還及び処分	10
イ	犬・猫の譲渡	11
(3)	犬の指導取締り	12
ア	迷い犬等の収容	12
イ	犬の収容・保管と返還	12
ウ	犬の飼養管理指導及び行政措置	12
エ	こう傷犬の収容及び検診	12
(4)	動物愛護の普及事業：動物の適正飼養の推進	13
ア	譲渡前講習会（わん・にゃん教室）	13
イ	譲渡後講習会（飼い主教室）	13
ウ	訓練犬等の育成・譲渡	13
エ	訓練犬によるしつけのデモンストレーション	13
オ	犬のしつけ教室等	14
カ	動物教室	14
キ	動物愛護のつどい	14
(5)	動物愛護の普及事業：人と動物とのふれあい活動	15
ア	動物ふれあい教室	15
イ	夏休み飼育体験教室	16
ウ	コンパニオンアニマル活動	17
エ	ふれあい動物ひろば	18
3	動物取扱対策事業	19
(1)	特定動物の飼養許可関係等	19
(2)	動物取扱業の登録申請受理等	20
ア	動物取扱業の登録及び届出状況	20
イ	動物取扱業の監視指導及び調査状況	20
ウ	動物取扱責任者研修	20
4	動物由来感染症情報分析体制整備事業	21
5	苦情相談等処理状況	22

(1) 苦情処理	22
ア 犬に関する苦情	22
イ 猫に関する苦情	22
(2) 動物相談・失踪届等	22
ア 動物相談	22
イ 失踪犬等の届出	22
(3) 夜間、休日の緊急対応	23
6 会議・研修等	24
(1) 会議	24
(2) 研修・視察・取材等	24
7 動物慰霊式	24

### 第3章 業務の主要統計

• 主要業務の統計表（市町村別）	25
• 平成29年度 市町村別特定動物飼養状況	26
• 年度別(10年間)業務の推移	27
動物ふれあい教室実施状況と参加者数	27
ふれあい動物ひろば来園者数	27
犬のしつけ教室実施状況と参加者数	28
訓練犬によるデモンストレーション実施回数と参加者数	28
コンパニオンアニマル活動実施状況と参加者数	29
飼えなくなった犬・猫の引取り頭（匹）数	29
譲渡状況（犬）	30
犬・猫の処分頭（匹）数	30
迷い犬等及び所有者不明猫の収容数	31
返還頭数及び返還率（犬）	31
犬に関する苦情件数	32
犬に関する苦情内訳比率	32
猫に関する苦情件数	33
猫に関する苦情内訳比率	33
• 平成29年度 動物取扱業総登録件数（市町村別）	34

# 第 1 章

動物保護センターのなりたちと  
施設のあらまし

# 1 沿革

昭和47年、神奈川県は各保健所（現在の保健福祉事務所）で実施していた狂犬病予防法及び神奈川県犬による危害防止条例に基づく犬の捕獲抑留等の業務を一元化し、集中管理するため、神奈川県犬管理センターをスタートさせた。

当所は、これらの業務を効率的に推進する一方、動物に対する県民意識の大きな変化に伴う新たな要請に応えるべく事業を展開してきた。

平成20年度からは「人と動物の調和のとれた共生」の実現を目指して、「神奈川県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物が人間社会の中でよりよい関係を保つための事業を推進している。

- 昭和47年 4月 「神奈川県犬管理センター」として開設
- 昭和49年 9月 動物の保護及び管理に関する法律の施行に伴い、動物愛護週間事業として「動物愛護のつどい」を開催
- 昭和50年 4月 避妊・去勢手術を施した子犬を譲渡する「子犬の里親制度」を開始
- 昭和51年 9月 小学生を対象に動物の習性等を教える「動物教室」を開催
- 昭和52年 5月 犬による危害防止対策から動物保護行政へと質的転換を目指し、名称を「神奈川県動物保護センター」と改称
- 昭和55年 1月 神奈川県犬による危害防止条例（昭和46年6月施行）の廃止と神奈川県動物の保護及び管理に関する条例の施行に伴い、犬関係業務のほか飼えなくなった猫の引取り、指定動物の飼養許可、動物販売業の届出受理等の業務を開始
- 昭和59年 5月 小学校低学年の児童や保育園児童を対象に「小動物とのふれあい教室」を開始
- 昭和61年 7月 作業の安全性の向上や効率、衛生向上を図るため、犬房の隔壁を自動移動フェンスに改修
- 平成 2年 4月 動物愛護意識啓発の起点としての「ふれあい動物ひろば」を開設
- 平成 4年 5月 人と動物の調和のとれた共存社会の推進事業として、適正な犬の飼い方を普及するため「犬のしつけ教室」や「訓練犬のデモンストレーション」、福祉等の施設へ小動物とともに訪問する「コンパニオンアニマル活動」を開始
- 平成 7年 4月 学術研究機関への犬・猫の払い下げを廃止
- 平成 9年 8月 小学校高学年児童を対象に「夏休み小動物飼育体験教室」を開始
- 平成10年 6月 動物霊柩埋葬地に「やすらぎの丘」（花壇及び埋葬場所）を整備
- 平成12年 4月 相模原市の地域保健法政令市移行に伴い、5コース体制から4コース体制に変更
- 平成13年 4月 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例が施行され、「動物取扱業の届出」及び「動物取扱主任者認定講習会」を開始
- 平成14年10月 「子犬の里親制度」の名称を「子犬の譲渡制度」に改める。
- 平成18年 4月 藤沢市の地域保健法政令市移行及び、相模胡町、津久井町の相模原市合併に伴い、4コース体制から3コース体制に変更
- 平成18年 6月 6月1日から改正動物の愛護及び管理に関する法律の施行により、動物取扱業が「届出制」から「登録制」に規制強化され、指定動物も特定動物と名称が統一された。
- 平成19年 4月 「子犬の譲渡制度」の名称を「犬の譲渡制度」に改める。
- 平成20年 3月 「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定される。
- 平成22年 4月 ホームページに収容犬の公示を掲載  
相模原市の政令指定都市移行に伴い、同市の動物取扱業及び特定動物に関する事務を移管

- 平成23年 4月 犬の譲渡会と併せて猫の譲渡会を開始し、「犬の譲渡制度」の名称を「犬・猫の譲渡制度」に改める。
- 平成26年 4月 平成25年度に当所に収容された犬の殺処分が初めてゼロになる。
- 平成27年 3月 煙突・焼却炉の除去
- 平成27年 4月 平成26年度に当所に収容された猫の殺処分が初めてゼロになる。
- 平成29年 4月 茅ヶ崎市の地域保健法政令市移行に伴い、寒川町を含めた捕獲及び搬送業務を受託
- 平成29年10月 平成31年度に向けた建替え工事のため、いれあい動物ひろば閉園

## 2 組 織

### (1) 職員の配置状況

平成 30 年 4 月 1 日現在

職 名	職 種	一 般 事務職	狂 犬 病 予 防 員	動 物 技 能 職	計	委 託 業 務 従 事 者
	氏 名					
所 長	中 島 孝 郎		1		1	
次 長 ( 兼 ) 管 理 課 長	秋 吉 三 三 男	2 (2)			2 (2)	2
業 務 課 長	上 條 光 喜		8	7 (4)	15 (4)	11
計		2 (2)	9	7 (4)	18 (6)	13

※ ( ) 内は臨時的任用職員、再任用職員及び非常勤職員で外数

### (2) 業務の実施体制と担当地域

平成 30 年 4 月 1 日現在

		業 務 分 担	一 般 事 務	狂 犬 病 予 防 員	動 物 技 能 職	自 動 車 運 転 員	計
次長(兼) 管理課長		・ 所長事務代理、課事務事業の総括	(1)				(1)
管 理 課		・ 予算の執行及び決算に関すること ・ 県有財産管理に関すること ・ 公用車の運行管理に関すること ・ 所内一般庶務に関すること	2 (1)			<b>【2】</b>	2 (1) <b>【2】</b>
業 務 課 長		・ 課事務事業の総括		1			1
業 務 課	指 導 班	・ 野犬等の収容 ・ 飼い主への指導助言 ・ 動物取扱業登録受理と動物取扱責任者の研修	Aコース	1	2	<b>【1】</b>	9 <b>【3】</b>
		・ 特定動物飼養、保管の許可 ・ 所有者の判明しない子猫の引取り ・ 収容動物の公示	Bコース	1	2	<b>【1】</b>	
			Cコース	1	2	<b>【1】</b>	
保 護 班		・ 収容動物の飼育管理、返還、譲渡及び処分 ・ 飼えなくなった犬、猫、その他規則動物等の引取り ・ 動物愛護意識の普及啓発、犬・猫の譲渡制度 ・ 動物由来感染症についての調査研究 ・ 焼骨の埋葬 ・ 相模原市、藤沢市及び茅ヶ崎市からの受託事業 (犬等の捕獲、動物の収容・返還・処分)		4	1 (4)		5 (4)
		・ 犬房・猫舎及びふれあい動物ひろばの清掃等				<b>【8】</b>	<b>【8】</b>
緊 急 対 応		・ 犬、特定動物等による事故防止対策	全職員で対応				

※ ( ) 内は臨時的任用職員、再任用職員及び非常勤職員、【 】内は委託業務従事者で外数

(3) 業務課指導班担当区域

平成 30 年 4 月 1 日現在

コース	担当区域（市町村名）	管轄保健福祉事務所 （センター）
A	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町	小 田 原
	秦野市	(秦 野)
	南足柄市・開成町・中井町・大井町・松田町・山北町	(足 柄 上)
B	平塚市・大磯町・二宮町	平 塚
	鎌倉市・逗子市・葉山町	鎌 倉
	茅ヶ崎市・寒川町（茅ヶ崎市の受託）	茅ヶ崎市保健所
	三浦市	(三 崎)
C	伊勢原市	(秦 野)
	厚木市・座間市・海老名市・愛川町・清川村	厚 木
	大和市・綾瀬市	(大 和)

3 管轄区域 26市町村（県内全市町村のうち横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除くもの）全域





## 4 施設の状況

### (1) 土地

所在地	用途	面積
平塚市土屋 401	動物保護センター敷地	22,761.42 m <sup>2</sup>
平塚市土屋 393-2 他	道路用地	329.00 m <sup>2</sup>
計		23,090.42 m <sup>2</sup>

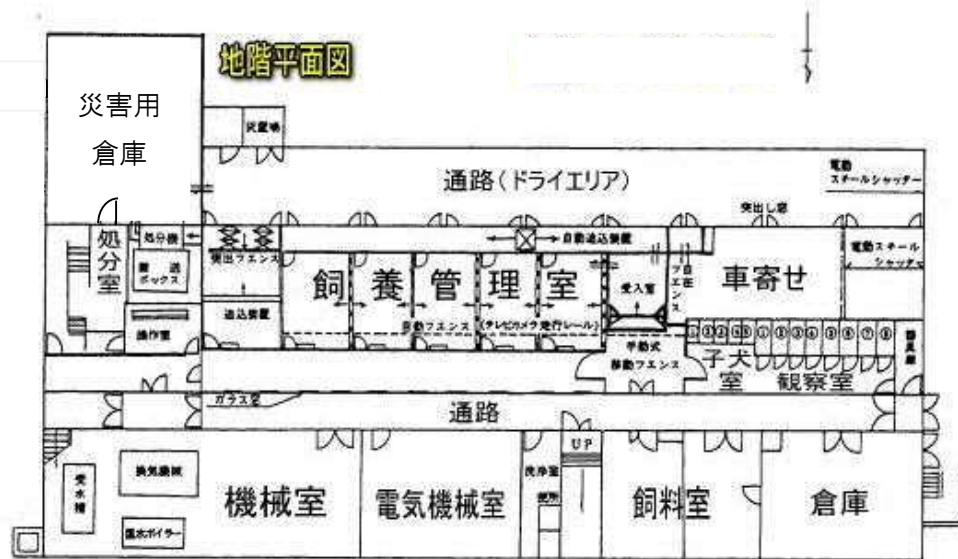
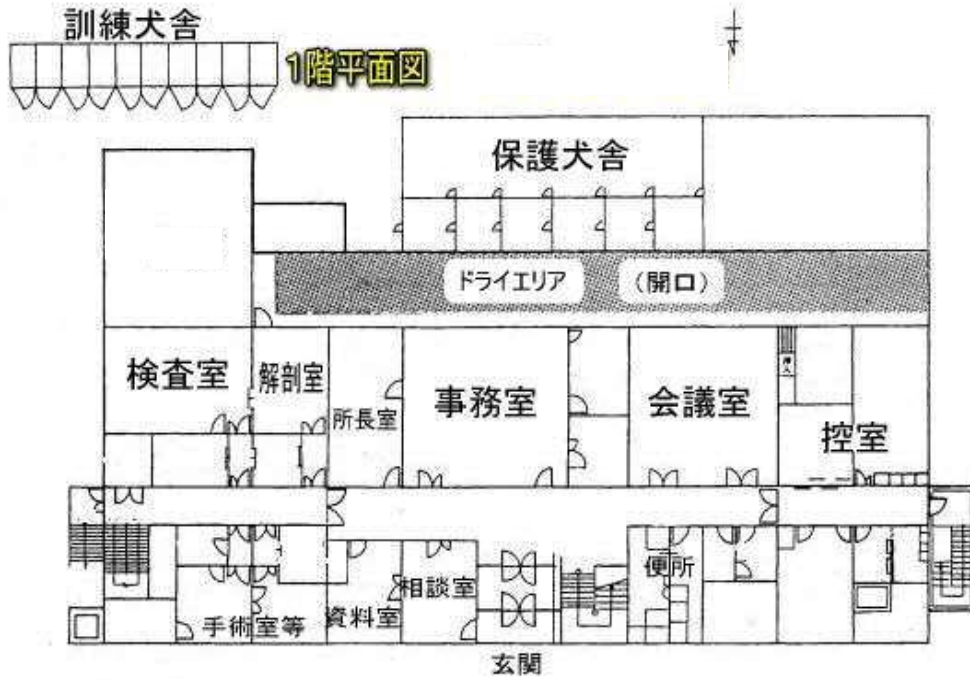
### (2) 建物

名称	構造	面積
本館	鉄筋コンクリート造り、地上1階、地下1階	2,191.24 m <sup>2</sup>
猫舎	鉄筋コンクリート造り、平屋建	35.64 m <sup>2</sup>
訓練犬舎	鉄骨造り、平屋建	15.67 m <sup>2</sup>
保護犬舎	鉄骨造り、平屋建	70.20 m <sup>2</sup>
計		2,312.75 m <sup>2</sup>

### (3) 動物保護センター建物配置図



(4) 動物保護センター建物平面図



(5) 猫舎



## 5 予算等(平成 30 年度)

〈予算 (当初)〉

(単位 : 円)

事業	細事業	細々事業	予算額
生活衛生指導費	食品衛生費	生活衛生課車両更新事業費	3,502,000
動物保護対策費	動物保護等事業費	動物保護事業費	35,011,000
		動物由来感染症情報分析体制整備事業費	1,000,000
		動物愛護推進事業費	2,373,000
		動物愛護ボランティア活動費補助	8,730,000
動物保護センター運営費	動物保護センター維持運営費	動物保護センター維持費	*14,985,000
合 計			65,601,000

\*本庁集中執行の電気・電話代を除いた額

〈主な手数料等料金〉

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

項 目	手 数 料 等	備 考
犬、猫などの返還	1,500 円	
犬、猫などの飼育管理	1 日、1 頭(匹/羽)につき 1,000 円	
去勢手術 (譲渡会等)	4,200 円	2 分の 1 減免後
避妊手術 (譲渡会等)	7,995 円	2 分の 1 減免後
特定動物飼養許可	33,360 円	
動物取扱業登録申請	15,040 円	
動物取扱責任者研修	1,000 円	
動物引取(生後 91 日以上)	4,000 円	
動物引取(生後 91 日未満)	1,000 円	

## 第 2 章

平成 29 年度  
動物保護センターの仕事

## 1 動物保護センター業務体系

- ・狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- ・神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 35 号）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

### 動物保護事業

#### 犬・猫等の引取り

#### 犬の指導取締り

- 迷い犬等の收容
- 飼い主に対する指導助言
- こう傷犬の検診
- 收容犬等の所有者確認
- 苦情処理

#### 收容動物の管理

- 收容犬の評価
- 收容動物の飼養管理・返還・処分

#### 犬・猫等の動物の譲渡

- 犬・猫の譲渡会
- ボランティア譲渡
- 保護者譲渡

### 動物愛護普及事業

#### 動物の適正飼養の推進

- 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）
- 譲渡後講習会（飼い主教室）
- 犬のしつけ教室
- 訓練（しつけ）犬・コンパニオン猫の育成譲渡
- 動物教室
- 動物愛護のつどい

#### 人と動物とのふれあい活動

- 動物ふれあい教室
- コンパニオンアニマル活動
- 夏休み飼育体験教室

### 動物取扱対策事業

#### 動物取扱業に対する指導

- 登録・届出指導
- 監視指導
- 動物取扱責任者研修

#### 特定動物の飼養者に対する指導

- 飼養許可の指導
- 監視指導

### 動物由来感染症情報分析体制整備事業

#### 動物由来感染症の予防指導

#### 動物由来感染症対策検討会

#### 動物由来感染症疫学調査

### その他

- 迷い犬等の情報提供
- 相談事業
- 広報活動

## 2 動物保護事業

飼えなくなった動物の引取りや、迷い犬の収容を行い、それらの返還や譲渡を行っています。また、適正飼養や動物愛護の普及啓発のための事業を行っています。

### (1) 犬・猫等の引取り

#### ア 飼えなくなった動物の引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった動物は、遺棄や放置等の問題を未然に防ぐ目的で、引取りを実施しています。

犬			猫			規則で定める動物					
成犬	幼犬	計	成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計
44	0	44	113	8	121	0	0	0	0	0	0

#### イ 所有者の半明しない動物の引取り

公共の場所に遺棄された幼猫等については、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づき引取りを実施しています。また、所有者不明の規則で定める動物に関しても条例に基づき引取りを実施しています。

遺棄された猫			規則で定める動物						
成猫	幼猫	計	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	計	
5	278	283	13	10	1	0	85	109	

その他：シシトリー、アカミガメ、セキレイコ等

### (2) 動物の譲渡と処分

#### ア 動物の譲渡、返還及び処分

収容期限の過ぎた動物又は、飼い主から引取られた動物については、新しい飼い主に譲渡するよう努めていますが、引取り手のない動物はやむを得ず処分しました。

#### 犬の譲渡、返還及び処分頭数

譲渡した犬			147 (220)	
内 訳	県民への譲渡	成犬	14 (17)	
		子犬	5 (7)	
	ボランティアへの譲渡	成犬	127 (192)	
		子犬	0 (1)	
再飼育		1 (3)		
返還した犬			176 (204)	
運搬・収容中に死亡した犬	成犬	8 (9)		
	子犬	0 (0)		
致死処分した犬			0 (0)	

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容を含む数

#### 猫の譲渡、返還及び処分匹数

譲渡した猫			378 (455)	
内 訳	県民への譲渡	成猫	9 (12)	
		子猫	0 (0)	
	ボランティアへの譲渡	成猫	105 (147)	
		子猫	264 (296)	
再飼育		0 (0)		
返還した猫			0 (1)	
運搬・収容中に死亡した猫	成猫	3 (5)		
	子猫	25 (26)		
致死処分した猫			0 (0)	

( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容を含む数

規則で定める動物の譲渡、返還及び処分数 ( )は相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町からの収容を含む数

種 類	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	その他	
譲 渡 し た 動 物	10(10)	14(14)	0	0	27 (34 )	
内 訳	県民への譲渡	2(2)	13(13)	0	0	27 (34 )
	ボランティア等への譲渡	8(8)	1(1)	0	0	0
	再飼育	0	0	0	0	0
返 還 し た 動 物	1(1)	0	0	0	5(8)	
運搬・収容中に死亡した動物	0	3(3)	1(1)	0	9(10)	
致死処分した動物	0	8(8)	0	0	49(76)	

## イ 犬・猫の譲渡

### (ア) 当所譲渡会等における犬・猫の譲渡

毎月第二・第四金曜日に行う飼育前講習会「わん・にゃん教室」を受講された方を対象に、犬・猫の適正な飼い方の普及・啓発と不妊手術奨励のモデルとして、犬・猫の譲渡を行っています。

犬・猫は当所に収容後、健康チェックを行い、不妊手術を実施後、毎月第三金曜日の譲渡会等により終生飼養すること等を条件に譲渡しています。平成29年度は犬14頭、猫11匹を譲渡しました。

#### <譲渡する犬・猫や訓練犬に対する検査・処置（頭数）>

	避妊去勢手術	寄生虫検査	狂犬病予防 注射実施	その他予防接種 実施	マイクロチップ 装着
犬	13	19	19	19	17
猫	8	5		11	16

### (イ) ボランティア等への犬・猫の譲渡

新たな飼い主を探す活動をしている当所登録ボランティア（団体、個人）等に対し、マイクロチップを装着した上で譲渡を行っています。

#### <譲渡する犬・猫に対する検査・処置>

	避妊去勢手術	寄生虫検査	狂犬病予防 注射実施	その他予防接種 実施	マイクロチップ 装着
犬	21	19	164	80	142
猫	5	13		115	106



事前講習会「わん・にゃん教室」の様子



譲渡会の様子





### (3) 犬の指導取締り

迷い犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲おりの活用等、適切な処理に努めています。

また、犬の放し飼い等、不適切な飼い方による事故等を未然に防ぐために、飼い主に対し飼養管理指導や地域自治会の協力を得て、リーフレット等を配布するなど、犬の正しい飼い方の啓発に努めています。

#### ア 迷い犬等の収容

収容頭数：275 頭 収容内訳 成犬：268 頭 (97.5%) 幼犬：7 頭 (2.5%)

※幼犬：生後 91 日未満のもの

#### 収容方法別頭数内訳

通常方法による収容 (通報により常時実施)	おりによる収容 (住民の協力により実施)	麻酔銃による収容 (他の方法が困難な場合 実施)	その他の方法 による収容	合計
275	0(0回)	0	0(0回)	275

※ ( ) は対応回数

#### イ 犬の収容・保管と返還

当所が捕獲、収容した犬、又は所有者不明のため当所に引取られた犬は適正に飼養管理するとともに、当所ホームページに収容犬の写真を掲載し、一頭でも多くの犬が飼い主のもとに戻るよう返還率の向上に努めています。

#### 収容した迷い犬等の返還状況

捕獲収容犬	飼い主のもとに戻った犬	返 還 率
275	176	64.0%

#### ウ 犬の飼養管理指導及び行政措置

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に違反している飼養者に対し、指導書を交付し、再度にわたる違反者などに対しては勧告書による行政措置を行っています。さらに、個別に訪問調査を実施し、勧告内容の徹底に努めています。

#### 指導書等交付件数

指導書交付件数 (返還時に当所窓口で交付)	勧告書交付件数 (再度の違反者に対して交付)	合 計
164	4	168

#### エ こう傷犬の収容及び検診

迷い犬等によるこう傷事故が発生した場合、直ちに当該犬を収容し、飼い主が判明しない犬については、当所において狂犬病の検診を行い、その結果を管轄の保健福祉事務所等へ報告しています。

#### 検 診 状 況

検 診 頭 数
1



#### (4) 動物愛護の普及事業：動物の適正飼養の推進

しつけの重要性等動物の適正飼養を推進するため、各種教室を開催して動物に関する知識の普及啓発を図っています。

##### ア 譲渡前講習会（わん・にゃん教室）

当所から、犬・猫等の動物の譲渡を希望される方に必ず受講していただく飼育前講習会です。これから動物を飼いたいと考えている方々も受講できます。

毎月第二、第四金曜日に開催しています。

開催回数	受講者数	内 容
23 回	328 名	・動物を飼う心構えについて ・法令について ・訓練犬によるデモンストレーション

##### イ 譲渡後講習会（飼い主教室）

毎月、第三金曜日に行っている「犬・猫の譲渡会」等において、譲渡犬・猫の飼い主になった方を対象に、健康管理など飼い方についての教室を開催しています。

開催回数	参加人数
26 回	52 名

##### ウ 訓練犬等の育成・譲渡

収容された犬（成犬）に基本的なしつけを施し、不妊手術を行った後、地域のモデル犬として譲渡しています。

平成 29 年度は 14 頭譲渡しました。

##### エ 訓練犬によるしつけのデモンストレーション

動物愛護のつどい、動物フェスティバルなどの行事、わん・にゃん教室、しつけ相談及びしつけ教室、関係自治体などの視察や施設見学の際に、モデル犬としてパフォーマンスを披露しています。

実施回数	参加人数
33 回	392 名



訓練犬のしつけ



動物愛護のつどいにおける、犬のしつけ教室

### オ 犬のしつけ教室等

当所から譲渡した犬の飼い主や飼い犬の問題行動に困っている方等を対象に、飼育トラブルとしつけの重要性、犬の習性、しつけ方等について、相談や教室を開催しています。

開催状況	回数	参加人数	内 容
しつけ相談	17回	17名	・しつけの悩み、しつけ方法等の電話相談 ・訓練犬によるデモンストレーション(来所者のみ)
しつけ教室	4回	49名	・犬の健康管理について、しつけ方法等 ・訓練犬によるデモンストレーション

### カ 動物教室

自主的に学ぼうとする小中学生や動物愛護団体の皆さん、獣医学、畜産学等を学ぶ大学生及び高校生のインターンシップ等の要請により、動物の生態、動物との共生など、人と動物とのかかわりについて講義し、動物行政への理解を深めていただくとともに、動物愛護意識の高揚に努めています。

開催回数	参加人数	内 容
132回	2,533名	・当所業務の紹介 ・動物に関する講話とスライド等

### キ 動物愛護のつどい

動物愛護週間の事業の一環として、当所において「動物愛護のつどい」を開催し、パネルの展示、動物相談、当所飼育犬・猫とのふれあい等を通して動物愛護に対する理解の促進を図っています。

開催月日	参加人数	内 容
10月23日	35名	犬のしつけ方教室、犬のトリミング教室、当所飼育犬・猫とのふれあい、施設見学、動物健康相談、迷子札作り、災害対策パネル展示等



動物愛護のつどい

## (5) 動物愛護の普及事業：人と動物とのふれあい活動

人と動物との調和のとれたより良い生活環境を築くことを目的に、広く県民へ動物愛護思想の普及に努めています。

### ア 動物ふれあい教室

主に保育園児・幼稚園児・小学校低学年児を対象として、子犬、ウサギなど身近で親しみやすい小動物と直接ふれあう体験を通して、動物に関心を持つとともに、動物の飼い方や扱い方を楽しく理解し、正しい動物との関わりが持てるよう教室を開催しています。

終了後は、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についても注意喚起を行っています。

開催回数	参加人数	内 容
25 回	1,245 名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身近な小動物の話と正しい扱い方</li><li>・ ふれあい体験</li></ul>



動物ふれあい教室の様子

## イ 夏休み飼育体験教室

小学校5・6年生を対象に、夏休みを利用し、ふれあい動物ひろばの動物の飼養管理等を実際に体験することを通して、動物の正しい接し方、動物愛護意識の普及啓発を図っています。

なお、参加者に対し、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も行っています。

開催回数	参加人数	内 容
4回	38名	・犬のシャンプー、しつけ体験 ・犬等への給餌 ・当所業務に関する話



夏休み飼育体験教室の様子

## ウ コンパニオンアニマル活動

お年寄りや障害のある方のリハビリテーションの一助としてもらうため、施設を訪問し、犬、チャボ、モルモット等と直接ふれあう活動を行っています。

なお、参加者に対して、手指の消毒等衛生面についての注意喚起も併せて行っています。

訪問施設数等	参加人数	訪 問 施 設
1 施設 (1 回)	41 名	・子ども自立生活支援センター



訪問活動の様子

## エ ふれあい動物ひろば

ふれあい動物ひろばを平日開園し、来場者が子犬等にふれあいながら飼育動物を観察できる機会を設け、動物とのふれあいを通し、動物の正しい取扱い方等を普及啓発しています。

来園者に対して、動物とのふれあい終了後に手指の消毒等衛生面について、注意喚起を行っています（平成 29 年 10 月に閉園しました）。

来園者数	2,043 名
------	---------



ふれあい動物ひろば

### 3 動物取扱対策事業

特定動物の飼養者に対し、許可指導を実施するとともに、施設や飼養管理状態等の監視指導を実施し、危害防止等に努めています。また、動物取扱業についての登録申請の受理、施設の監視指導を行い、安全確保と動物愛護の面から適正飼養の指導に努めています。

#### (1) 特定動物の飼養許可関係等

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施しています。

特定動物飼養許可件数 (平成30年3月31日現在)

許可件数	35
飼養頭数	123

特定動物飼養施設・飼養頭数及び調査件数

施設	動物種	サル	ワニ	カメ	ヘビ	トカゲ	ワシ	合計	調査件数
	愛玩	施設数	2	3	6	7	1	2	
	頭数	2	3	7	14	1	1	28	
販売	施設数	0	2	1	7	0	0	10	4
	頭数	0	40	2	18	0	0	60	
展示	施設数	2	0	1	1	0	0	4	8
	頭数	33	0	1	1	0	0	35	
計	施設数	4	5	8	15	1	2	35	28
	頭数	35	43	10	33	1	1	123	

特定動物種内訳

( ) 内は、飼養頭数

動物種	種名等
サル	ニホンザル(34) モナモンキー(1)
ワニ	メガネカイマン(41) シャムワニ(1) コビトカイマン(1)
カメ	ワニガメ(10)
ヘビ	ボアコンストリクター(23) アミメニシキヘビ(4) インドニシキヘビ(6)
トカゲ	アメリカドクトカゲ(1)
ワシ	イヌワシ(1)



## (2) 動物取扱業の登録申請届出受理等

動物取扱業の登録申請及び届出の受理、施設の巡回監視指導を実施しています。また、第一種動物取扱業については、施設ごとに選任することが義務付けられている動物取扱責任者に対する動物取扱責任者研修を開催しています。

### ア 動物取扱業の登録及び届出状況

#### 第一種動物取扱業登録件数と業種別内訳 (平成30年3月31日現在)

登録件数	新規件数	業種別内訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
1,684	164	482 (28.6%)	913 (54.2%)	34 (2.0%)	181 (10.7%)	72 (4.3%)	1 (0.06%)	1 (0.06%)

※ ( ) は、業種別比

#### 第二種動物取扱業届出件数と業種別内訳 (平成30年3月31日現在)

届出件数	業種別内訳					
	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他
19	11	2	0	2	4	0

### イ 動物取扱業の監視指導及び調査状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の管理、飼養施設、設備等について、監視指導を実施し、適正管理の徹底を図るとともに必要に応じ指導しました。

#### 第一種動物取扱業監視・指導件数

施設検査件数	指導件数	業種別監視内訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
365	77	122	163	17	29	34	0	0

### ウ 動物取扱責任者研修 実施回数：2回 受講者数：1,074名

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者は、動物取扱責任者に知事が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受けさせなければなりません。

研修は、1回3時間以上で、法令に関すること、飼養施設の管理に関すること、動物の管理に関すること等について講義を行います。

## 4 動物由来感染症情報分析体制整備事業

飼養されている動物から感染する病原体の汚染状況及び感染の恐れがある疾病の実態を把握し、動物飼養者、動物取扱業者等への指導啓発に資するため、調査研究を実施しました。

なお、対象疾病は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている動物に由来する感染症を中心に検査しました。

検査対象疾病及び検査結果

検査対象疾病	対象動物	検査件数	検査方法	検査結果		備考
				陽性 (陽性率)	陰性	
オウム病	鳥類	15	PCR法によるオウム病クラミジア遺伝子の検出	0 (0%)	15	当所収容鳥類
鉤虫症	犬	12	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	2 (16.7%)	10	当所収容犬
回虫症	犬、猫	18	飽和食塩水浮遊法による虫卵の検出	7 (38.9%)	11	当所収容子犬及び子猫
サルモネラ症	爬虫類	24	分離培養法による原因菌の検出	2 (8.3%)	22	当所収容爬虫類
猫ひっかき病	猫	38	分離培養法による原因菌の検出	3 (7.9%)	35	県内で飼養されている猫
ブルセラ症	犬	39	マイクロプレート凝集反応による抗体価測定	2 (5.1%)	37	県内で飼養されている犬
ジアルジア症	犬	21	顕微鏡蛍光抗体によるジアルジア(シスト)の検出	0 (0%)	21	当所収容犬
コリネバクテリウム・ウルセランス感染症	犬	28	分離培養法による原因菌の検出、PCR法によるジフテリア毒素遺伝子の検出	0 (0%)	28	当所収容犬及び猫
	猫	15		0 (0%)	15	
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	犬	28	PCR法によるカプノサイトファーガ遺伝子の検出	23 (82.1%)	5	当所収容犬及び猫
	猫	15		8 (53.3%)	7	
狂犬病	犬	2	直接抗体法によるウイルス抗原検索 RT-PCR法によるウイルス遺伝子検出	0 (0%)	2	当所収容犬

※ 検査機関（当所実施以外）

衛生研究所: オウム病、サルモネラ症、ジアルジア症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、狂犬病

日本大学 : 猫ひっかき病、ブルセラ症

## 5 苦情相談等処理状況

当所には、所有者不明の犬・猫等の収容依頼や飼えなくなった犬・猫等の引取依頼のほか、動物に起因する様々な問題について苦情や相談が寄せられます。

### (1) 苦情処理

#### ア 犬に関する苦情

犬による危害を未然に防ぐため、迅速かつ適切な処理に努め、結果を依頼者に報告しています。(件)

迷い犬等捕獲	迷い犬等引取	放し飼い指導	臭気・鳴き声等	計
95 (2)	312 (16)	61 (58)	391 (388)	859 (464)

※ ( ) 内は、各保健福祉事務所対応の件数

#### イ 猫に関する苦情

遺棄された幼猫の引取依頼、糞尿等の被害による飼い主等への指導依頼に対応しています。(件)

遺棄された幼猫の引取	糞尿	野良猫に餌	その他	計
162 (57)	93 (93)	129 (129)	475 (475)	859 (754)

※ ( ) 内は、各保健福祉事務所対応の件数

### (2) 動物相談・失踪届等

動物に関する相談や飼い主からの失踪届出等については、積極的に情報を提供するなど適切に対応しています。

#### ア 動物相談

(件)

犬・猫等の譲渡	飼えなくなった動物の引取り	野良猫の対処法	犬・猫のしつけ方	動物の病気・生理	死亡・埋葬	動物取扱業	特定動物	その他	計
272	153	410	24	0	0	328	27	357	1,571

#### イ 失踪犬等の届出

失踪及び保護の届出については、受付簿に記載し、これらを照合することにより、犬・猫等の動物が一頭でも多く飼い主のもとに戻ることが出来るよう努めています。(件)

内容	失踪届出件数	照会延件数※	判明件数	保護件数	判明件数
犬	339	526	227	172	81
猫	677	407	248	171	11
その他動物	130	125	13	32	12

※照会延件数には失踪届出件数は含まず

### (3) 夜間、休日の緊急対応

迷い犬によるこう傷事故等の緊急出動要請については、勤務時間外でも対応し、適切な処理に努めています。また、動物愛護と生命尊重の観点から、交通事故や衰弱などで緊急な処置が必要と思われる飼養者不明の動物についても対応に努めています。

内容別市町村別出動件数

	こう傷犬	野犬等捕獲	傷病犬保護	迷い犬引取	猫引取	規則動物等引取	合 計
平塚市		5(1)					5(1)
大磯町						1	1
二宮町				1			1
鎌倉市							
逗子市							
葉山町							
小田原市		1		1			2
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
茅ヶ崎市		1※					1※
寒川町							
三浦市							
秦野市		1		1			2
伊勢原市							
厚木市		2		1			3
海老名市							
座間市							
愛川町		1		1			2
清川村							
大和市							
綾瀬市				1			1
南足柄市							
中井町							
大井町							
松田町							
山北町							
開成町							
合 計	0	11(1)	0	6	0	1	18(1)

( ) 内は休日対応件数で内数

※茅ヶ崎市からの受託による

## 6 会議・研修等

### (1) 会議

各保健福祉事務所及び市町村との連携を深め、業務を円滑に推進するために会議を開催しています。

また、動物の譲渡に協力いただいている登録ボランティアと情報交換等を行い、その活動をより円滑に進められるように会議を開催しています。

名 称	対 象	内 容
狂犬病予防・動物愛護管理 担当者連絡会議 (平成 29 年 6 月 6 日開催)	保健福祉事務 所担当者	・ 当所事業の実績と事業計画について ・ 情報及び意見交換
神奈川県動物保護センター登録 ボランティア連絡調整会議 及び研修会 (平成 30 年 1 月 19 日開催)	当所登録ボラ ンティア	・ 当所事業の実績について ・ 情報及び意見交換 ・ 研修会「正しく怖がるインターネット ～事例に学ぶ情報モラル～」 講師 グリー株式会社 小木曾 健 氏
動物保護管理業務に係る 市町村担当者会議 (平成 30 年 3 月 13 日開催)	市町村担当者	・ 当所事業の実績について ・ 情報及び意見交換

### (2) 研修・視察・取材等

大学生、高校生のインターンシップ研修の実施、他の自治体からの視察の受け入れや、マスコミからの取材等に対し、当所業務を通して動物行政の現状に関する情報を提供し、人と動物との調和の取れた共存社会の実現の一助となるよう努めています。

## 7 動物慰霊式 平成 29 年 10 月 12 日 開催

様々な事情により当所に収容され処分されることとなった動物たちの霊を供養し、更に動物愛護の意識を新たにするため、当所敷地内の慰霊地「やすらぎの丘」に、保健福祉事務所、市町村等の関係職員やボランティア、地元住民、獣医師会の代表者等関係者一同列席の上、年一回開催しています。



動物慰霊式の様子

## 第 3 章

### 業務の主要統計

主要業務の統計表(市町村別)

	犬の苦情処理件数					所有者不明犬の方法別収容頭数					飼いなくなった犬の引取り頭数			返還犬		譲渡犬頭数				こう傷犬		所有者不明猫収容匹数	飼いなくなった猫の引取り匹数			譲渡猫匹数			行政措置件数			登録犬頭数	市町村番号	
	迷い犬等捕獲	引取り	放し飼いの導	その他	総件数	通常	お里	麻酔銃	その他	合計	当所	保健福祉事務所	合計	返還頭数	延育日管理	当所譲渡会	ボランティア渡	譲渡の他	合計	収容件数	検診頭数		当所	保健福祉事務所	合計	当所譲渡会	ボランティア渡	譲渡の他	合計	告発	措置命令			勧告
1 平塚市	12(0)	49(0)	3(3)	36(36)	100(39)	44				44	4	3	7	30	79	2		2	4			58	8	2	10	3			3			15,417	1	
2 大磯町	2(0)	8(0)	0(0)	3(3)	13(3)	11				11			0	5	10	1	16		17			1			0			0			2,172	2		
3 二宮町	1(0)	5(0)	1(1)	2(2)	9(3)	1				1			0	0	0	1	5		6			5			0			0		1	1,839	3		
4 鎌倉市	8(0)	11(0)	5(5)	26(26)	50(31)	7				7			0	5	30		4		4				0	19	19			0			10,835	4		
5 逗子市	2(0)	5(0)	2(2)	9(9)	18(11)	4				4			0	3	12		27		27			7			0	26	26				3,499	5		
6 葉山町	1(0)	1(0)	4(4)	4(4)	10(8)	0				0			0	0	0		1		1						0			0			2,648	6		
7 小田原市	7(0)	19(0)	3(3)	56(56)	85(59)	18				18	1	1	20	47		1		1				11	6	2	8			0			10,761	7		
8 箱根町	0(0)	1(0)	0(0)	3(3)	4(3)	1				1			0	0	0				0			13			0			0			637	8		
9 真鶴町	0(0)	1(0)	0(0)	1(1)	2(1)	1				1			0	1	5				0			3			0			0			495	9		
10 湯河原町	1(0)	1(0)	0(0)	4(4)	6(4)	3				3			0	1	2				0			9			0			0			1,485	10		
11 三浦市	4(0)	4(0)	7(6)	15(14)	30(20)	3				3		4	4	2	19				0			5	0	0	0		4	4			2,843	11		
12 秦野市	6(0)	32(1)	4(4)	27(27)	69(32)	26				26	1		1	16	31	1		1	2	1	1	32	2	13	15		24	24		1	9,579	12		
13 伊勢原市	11(0)	21(0)	1(1)	15(15)	48(16)	27				27			0	16	32	1		1	2			27	4	0	4		74	74			5,078	13		
14 厚木市	14(1)	40(8)	6(6)	45(45)	105(60)	32				32	8	3	11	21	50				0			29	9	9	18	2	9		11		12,578	14		
15 海老名市	5(0)	14(0)	4(4)	26(26)	49(30)	12				12	2	1	3	8	22				0			21			0			1	1		6,858	15		
16 座間市	0(0)	14(2)	0(0)	25(25)	39(27)	12				12	3		3	7	18				0			13			0			0			6,981	16		
17 愛川町	2(1)	19(0)	3(3)	19(19)	43(23)	16				16			0	9	44	1			1			10	29	0	29			0		1	3,014	17		
18 清川村	1(0)	0(0)	0(0)	5(5)	6(5)	1				1			0	0	0		2		2			1			0			0			285	18		
19 大和市	2(0)	19(4)	8(8)	30(29)	59(41)	12				12	3	9	12	6	20	1			1			5	16	2	18	1		1		1	11,954	19		
20 綾瀬市	3(0)	12(1)	4(3)	7(7)	26(11)	6				6	2		2	3	11				1	1		13	0	0	0	1		1			5,654	20		
21 南足柄市	5(0)	11(0)	0(0)	10(9)	26(9)	14				14			0	4	8	1			1	2		7			0			0			2,868	21		
22 中井町	2(0)	4(0)	0(0)	3(3)	9(3)	4				4			0		0	1			1			2			0			0			681	22		
23 大井町	1(0)	6(0)	0(0)	9(9)	16(9)	7				7			0	2	2				0						0			0			1,117	23		
24 松田町	3(0)	3(0)	4(3)	6(6)	16(9)	4				4			0	2	4				0			7			0			0			793	24		
25 山北町	0(0)	7(0)	0(0)	2(2)	9(2)	6				6			0	5	15				0			3			0			0			749	25		
26 開成町	2(0)	5(0)	2(2)	3(3)	12(5)	3				3			0	2	4				0			1			0			0			1,110	26		
27 管外						21				21				36	42		8	138	2	148		26			0	4	306		310				121,930	27
計	95(2)	312(16)	61(58)	391(388)	859(464)	296	0	0	0	296	24	20	44	204	507	19	193	8	220	1	1	309	74	47	121	11	443	1	455	0	0	4	121,930	

注1:( )は保健福祉事務所処理件数

平成29年度 市町村別特定動物飼養状況

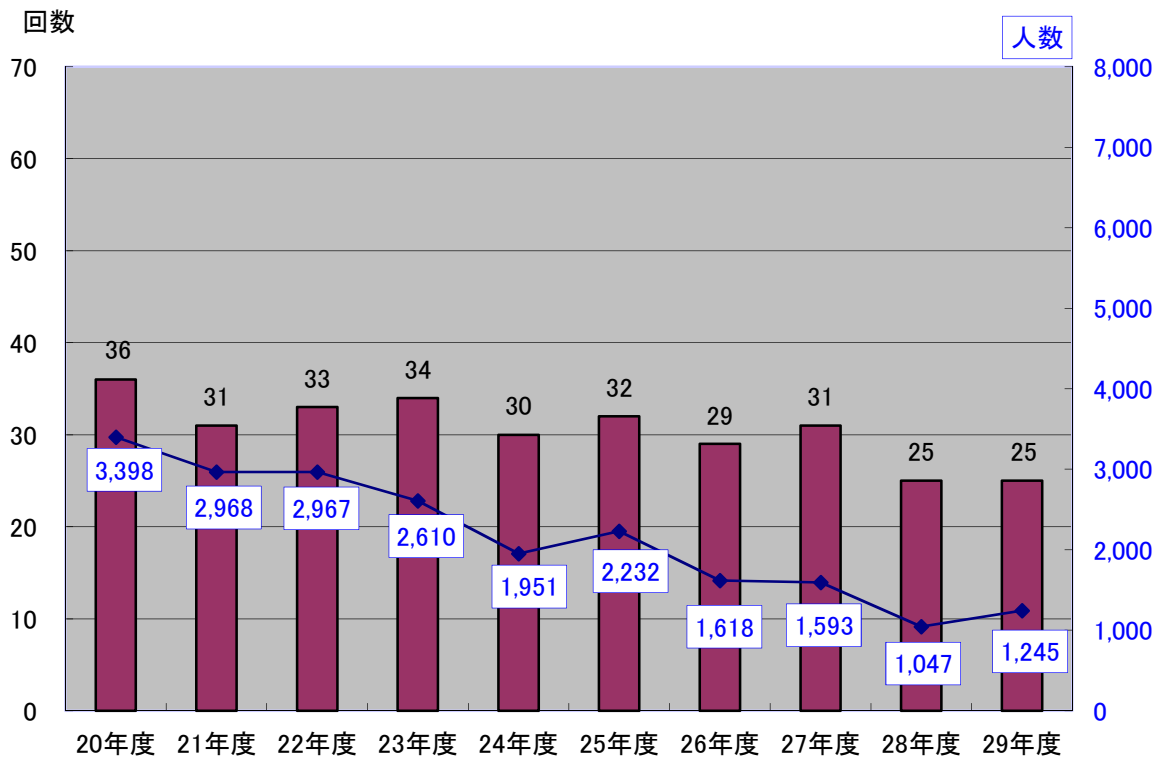
市町村	特定動物		霊長目 (サル)		ネコ目 (ネコ)		ワニ目 (ワニ)		カメ目 (カメ)		トカゲ目 (ヘビ)		トカゲ目 (トカゲ)		タカ目 (ワシ)		計	
	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数
1	平塚市						1	1	3	4					1	1	5	6
2	大磯町																0	0
3	二宮町																0	0
4	鎌倉市	1	1			1	1										2	2
5	逗子市	1	23														1	23
6	葉山町																0	0
7	小田原市	1	10														1	10
8	箱根町							1	1	1	1						2	2
9	真鶴町														1	0	1	0
10	湯河原町																0	0
11	茅ヶ崎市									2	7						2	7
12	寒川町																0	0
13	三浦市											1	1				1	1
14	秦野市																0	0
15	伊勢原市																0	0
16	厚木市					2	40	1	1	7	17						10	58
17	座間市																0	0
18	海老名市							1	2	4	3						5	5
19	愛川町																0	0
20	清川村																0	0
21	大和市							1	1								1	1
22	綾瀬市									1	5						1	5
23	南足柄市																0	0
24	中井町																0	0
25	大井町																0	0
26	松田町																0	0
27	開成町					1	1	1	1								2	2
28	山北町																0	0
29	藤沢市	1	1														1	1
計		4	35	0	0	5	43	8	10	15	33	1	1	2	1	35	123	

(注) 左欄…施設数 右欄…飼養頭数

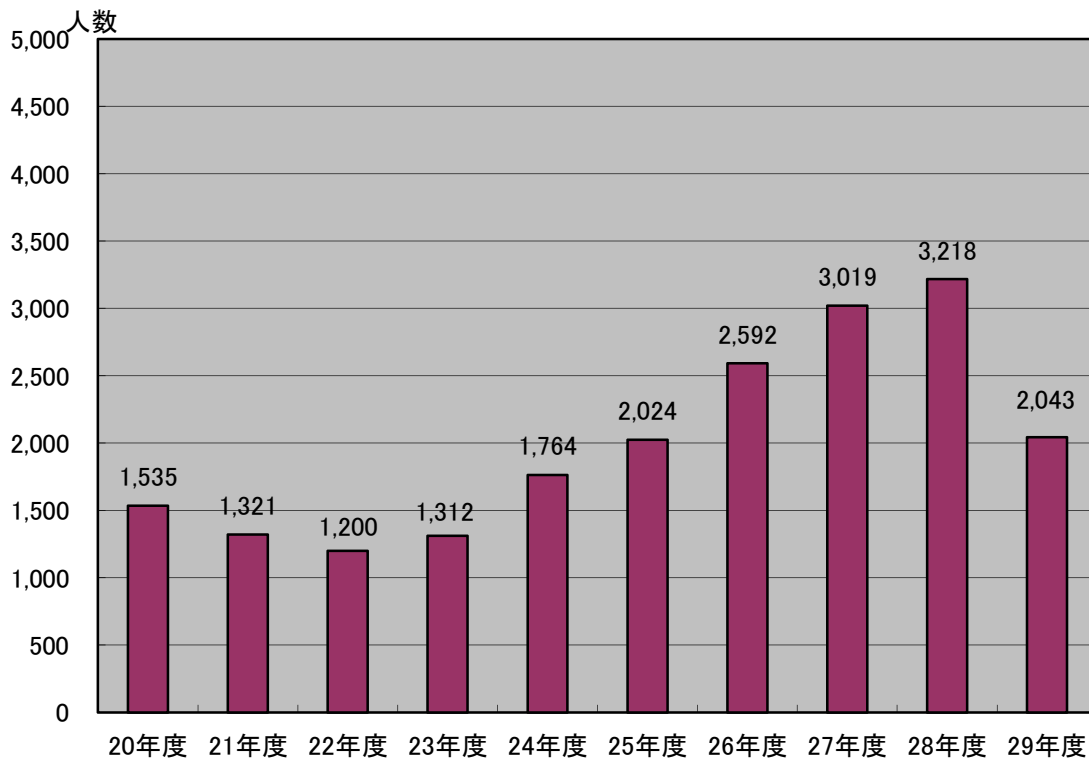


# 年度別（10年間）業務の推移

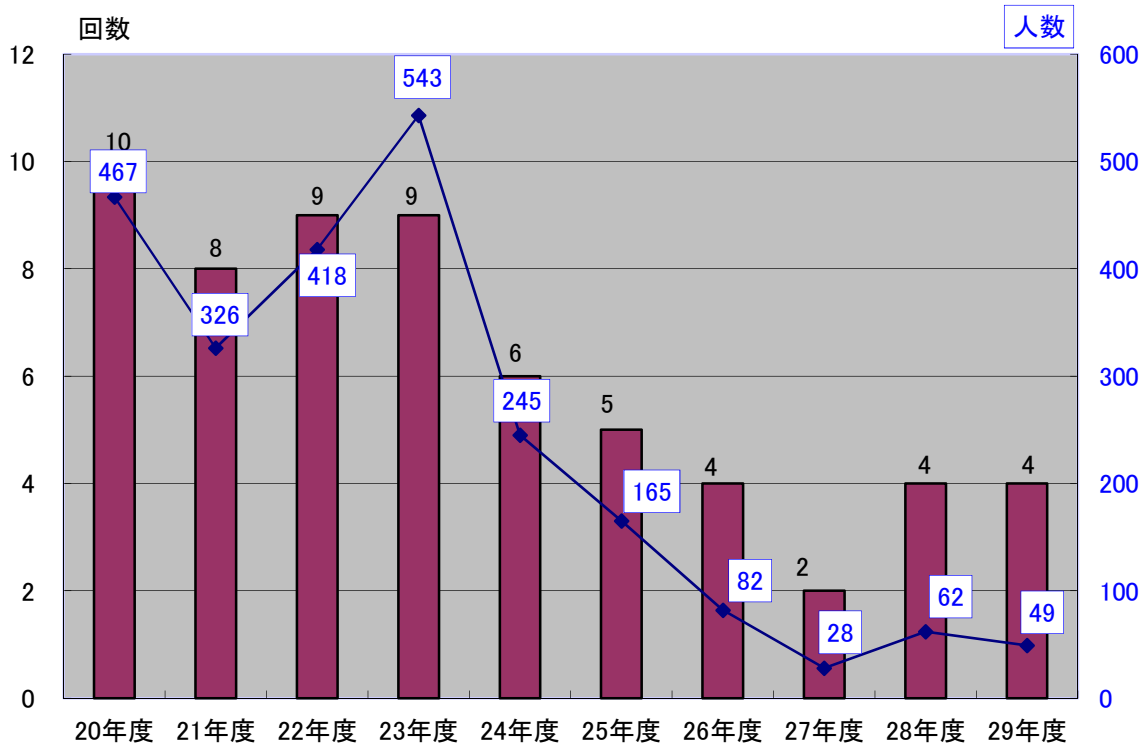
## 動物ふれあい教室実施状況と参加者数



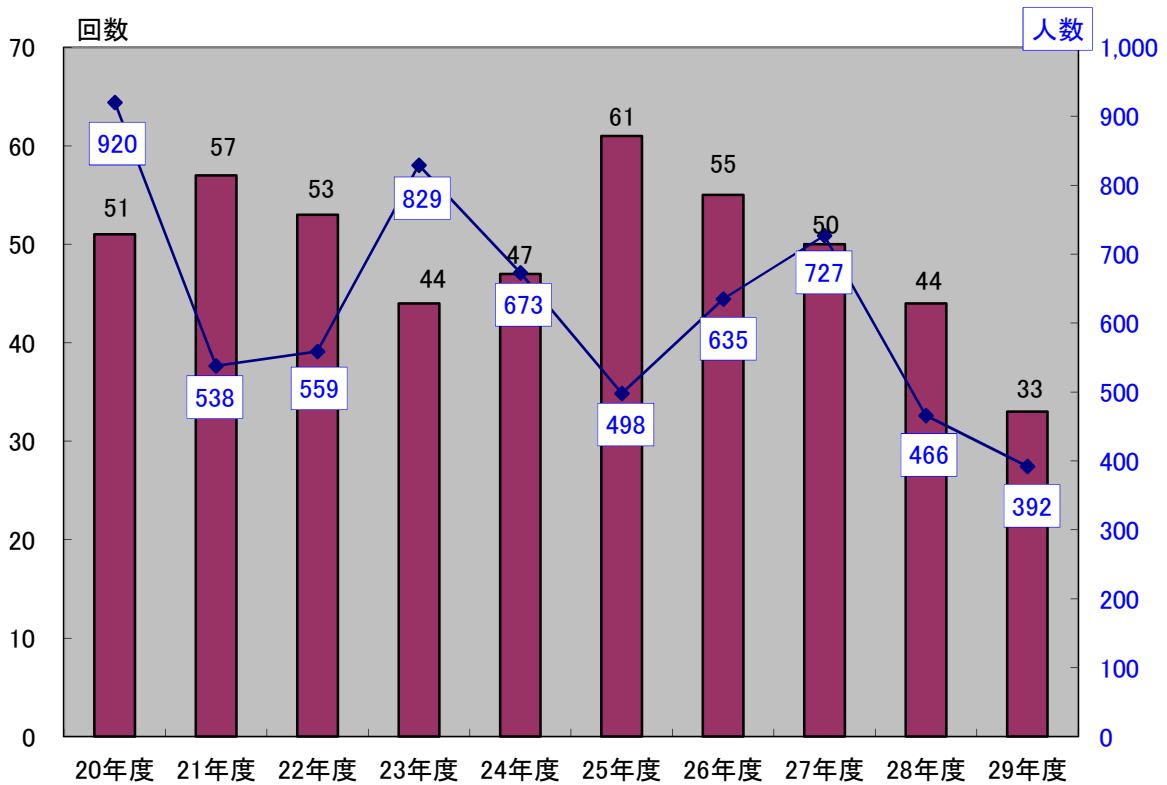
## ふれあい動物ひろば来園者数



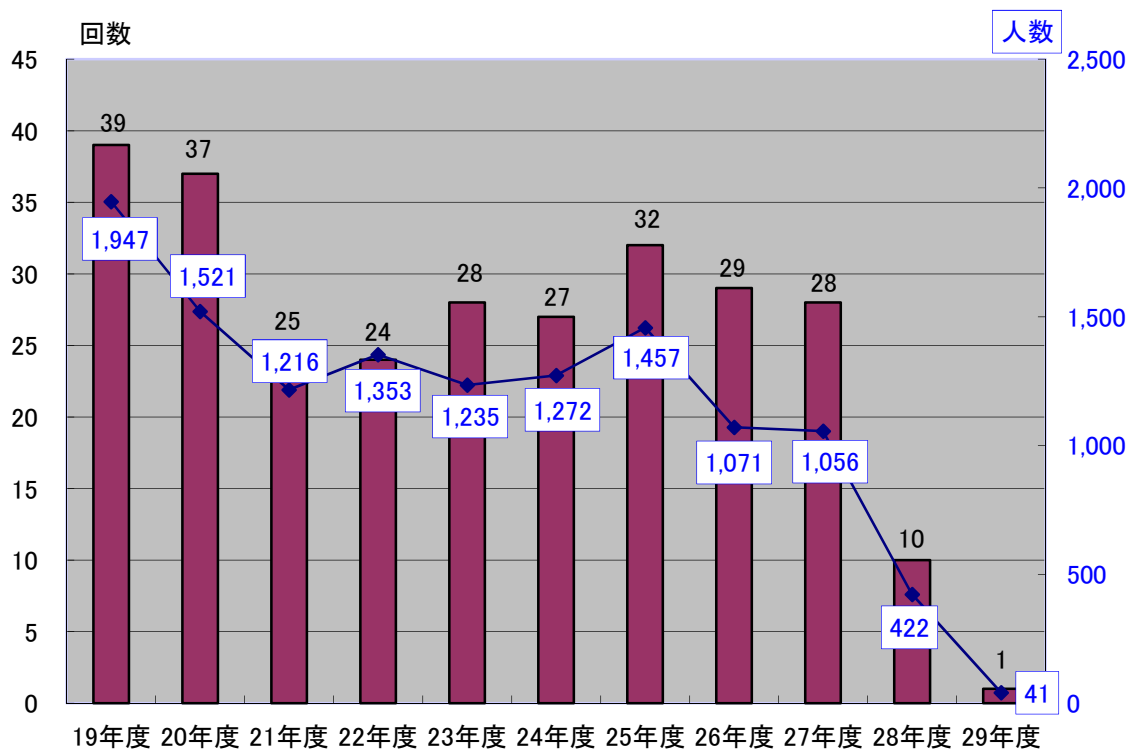
## 犬のしつけ教室実施状況と参加者数



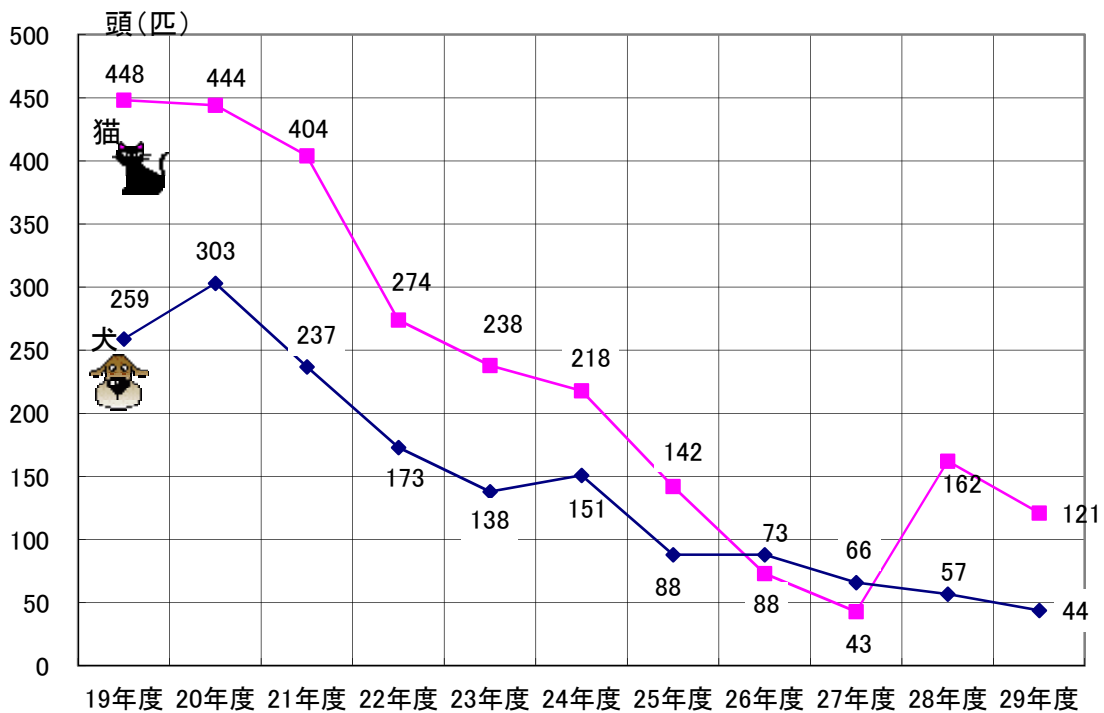
## 訓練犬によるしつけのデモンストレーション実施回数と参加者数



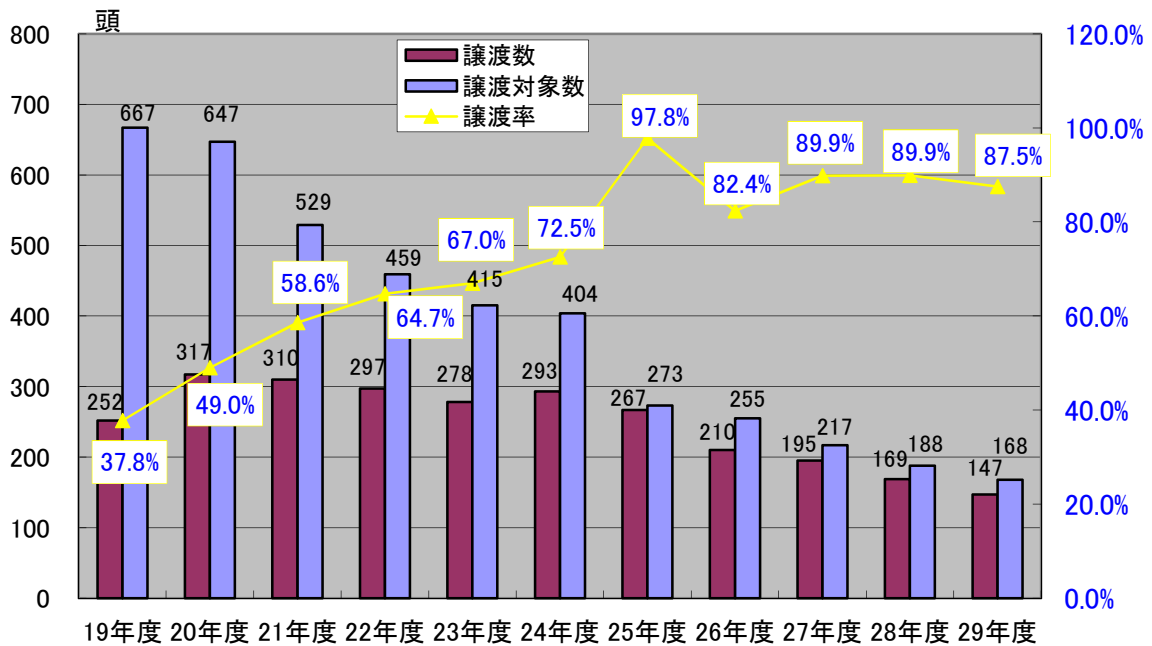
## コンパニオアニマル活動実施状況と参加者数



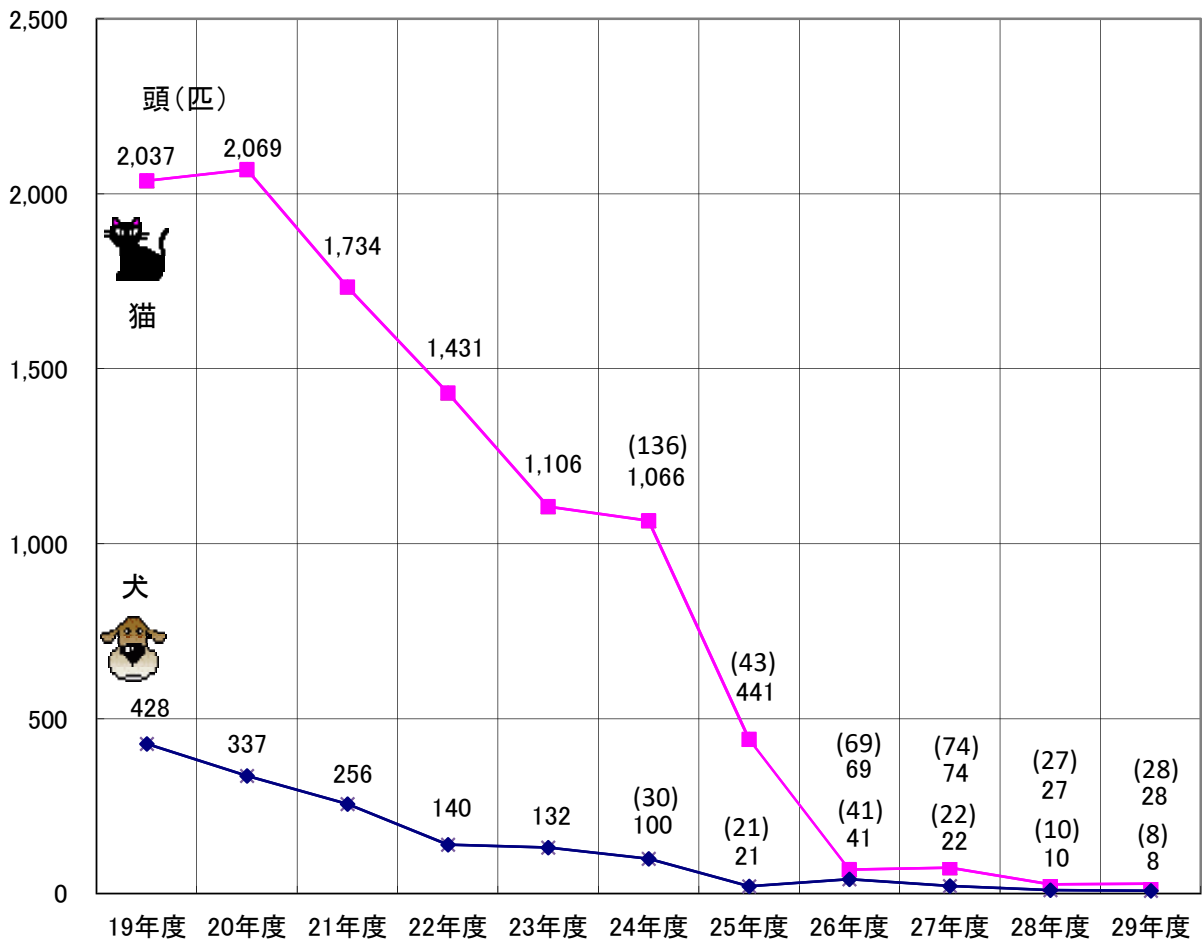
## 飼えなくなった犬・猫の引取り頭(匹)数



## 譲渡状況(犬)

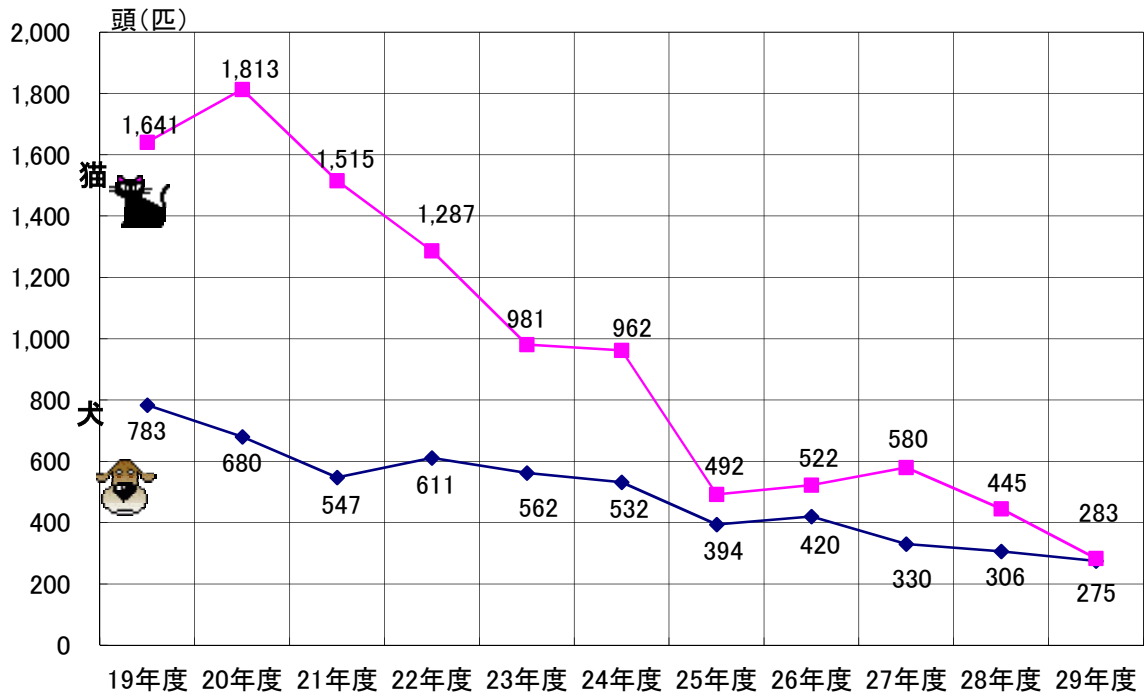


## 犬・猫の処分頭(匹)数

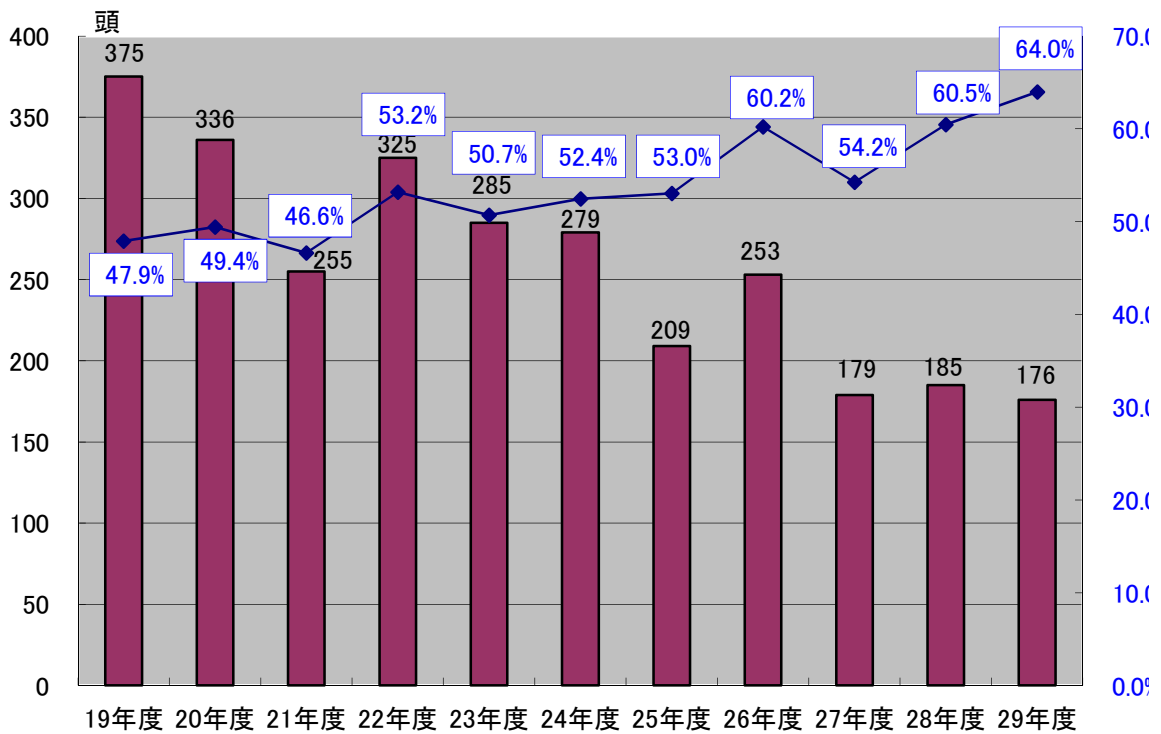


※( )内の頭(匹)数は、運搬・収容中に死亡した数です。

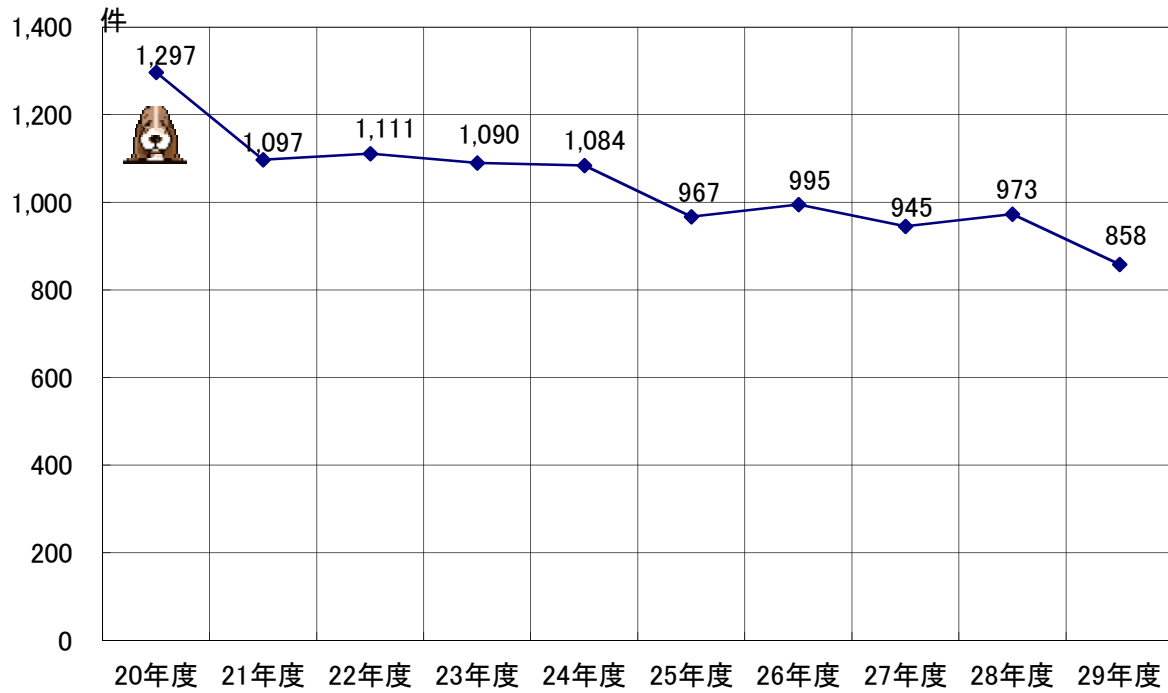
## 迷い犬等及び所有者不明猫の收容数



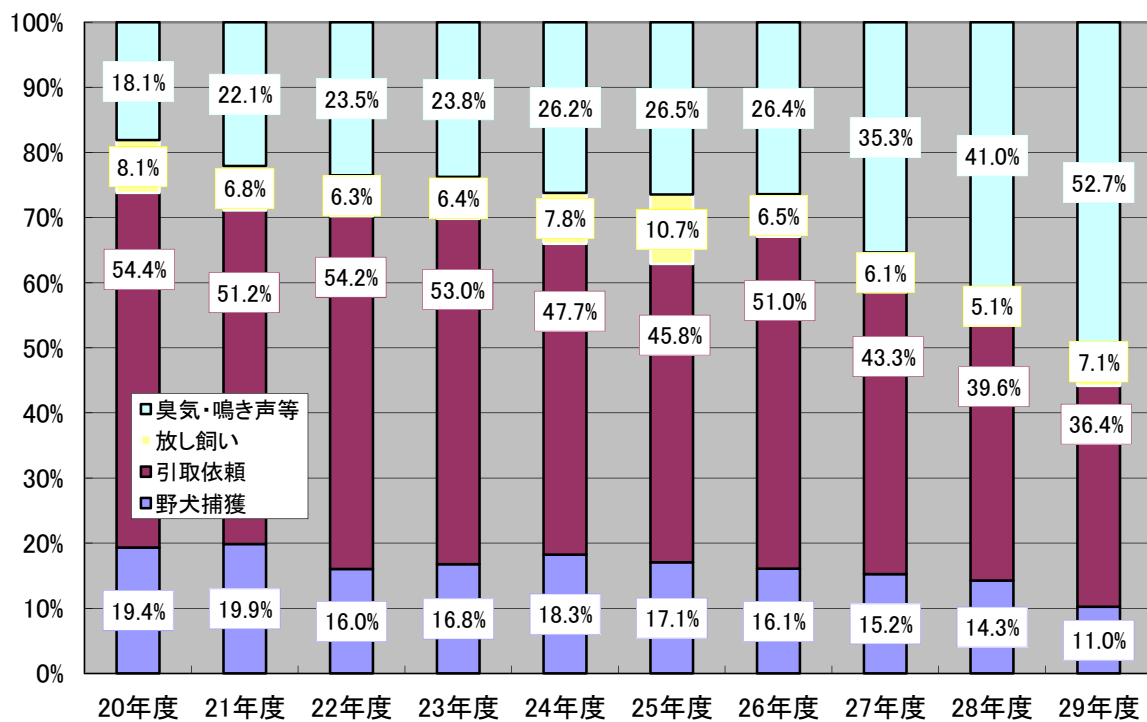
## 返還頭数及び返還率(犬)



## 犬に関する苦情件数

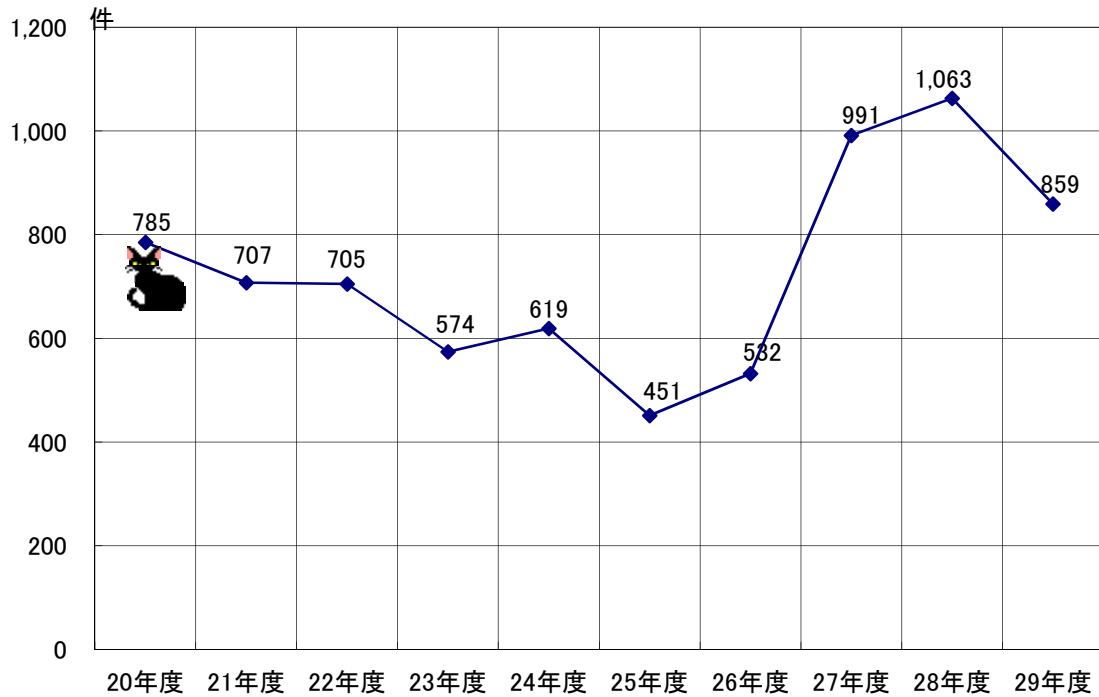


## 犬に関する苦情内訳比率

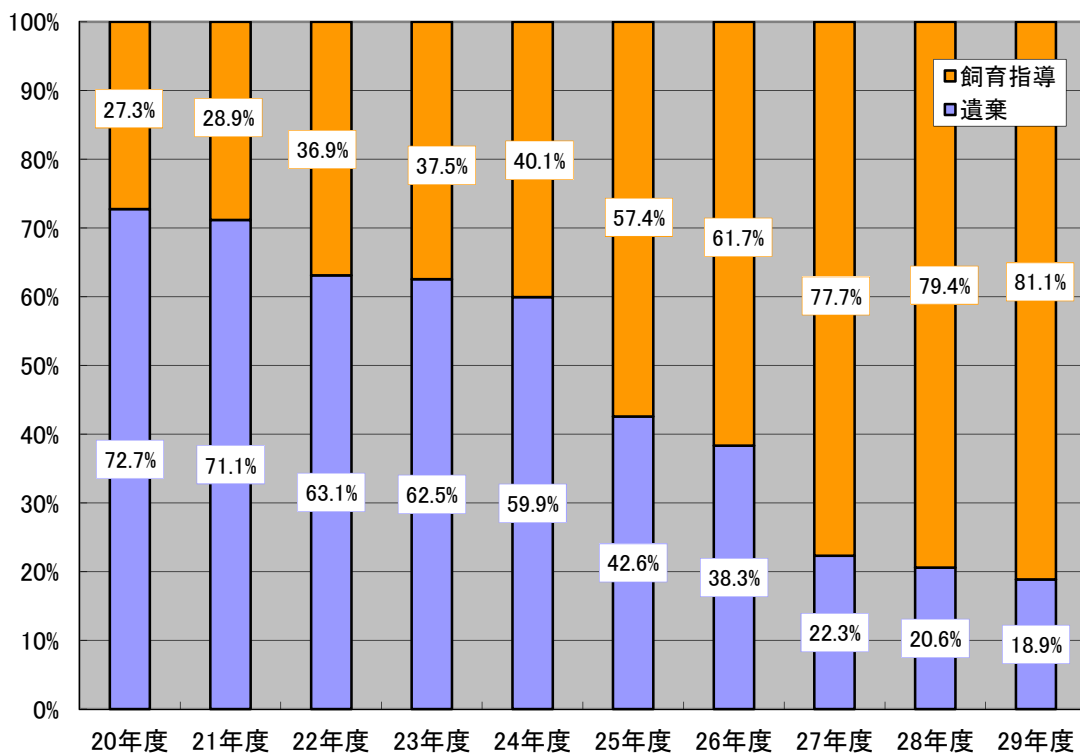


※ 放し飼い、鳴き声及び糞尿等の苦情は、各保健福祉事務所等での対応です。

## 猫に関する苦情件数

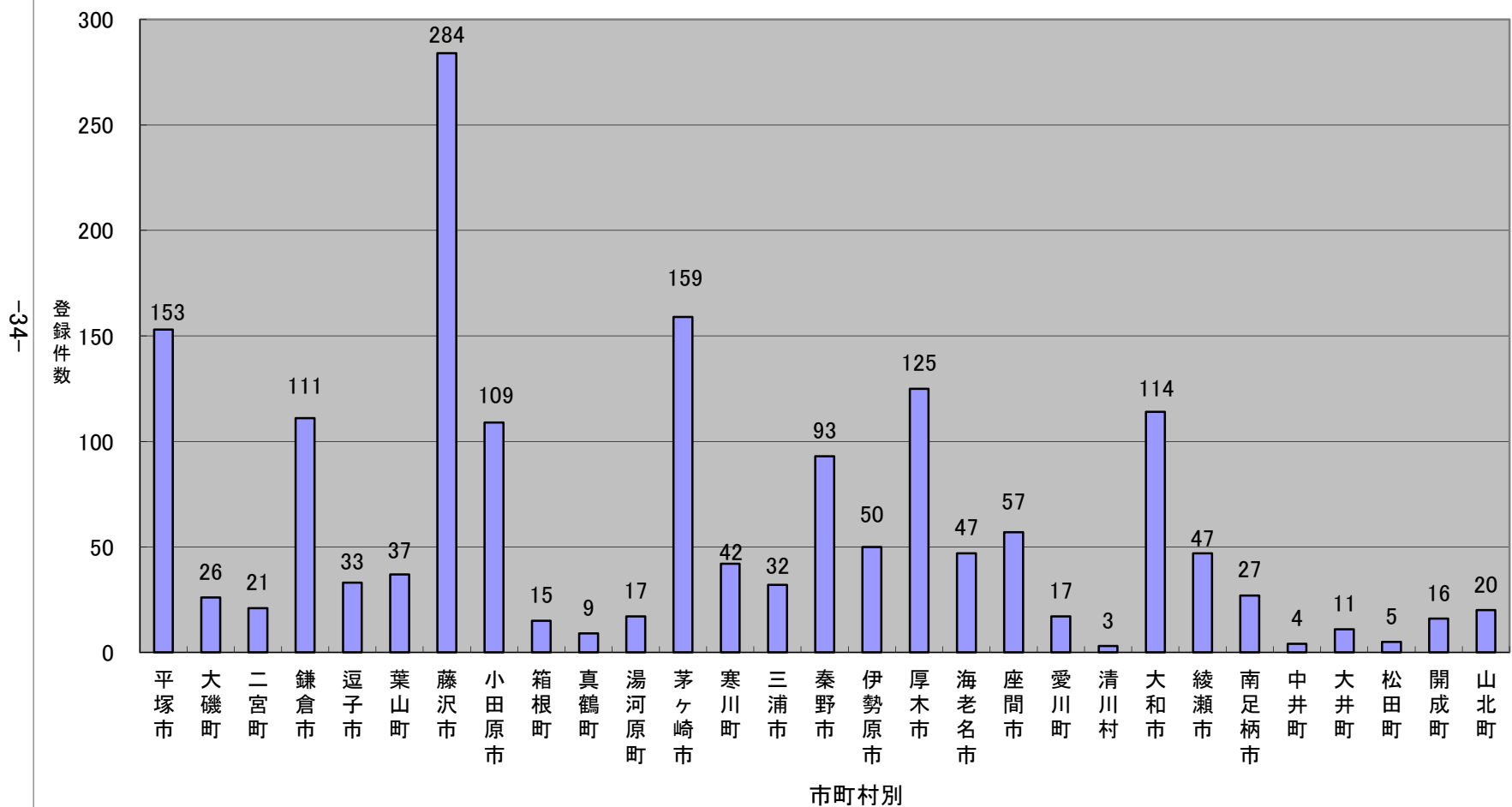


## 猫に関する苦情内訳比率



※ 野良猫に餌及び糞尿等の飼育指導は、各保健福祉事務所等での対応です。

# 平成29年度 動物取扱業総登録件数(市町村別) 1,684件








## 事業概要

発行 平成30年10月

編集  神奈川県動物保護センター

〒259-1205

神奈川県平塚市土屋401

電話 0463-58-3411

FAX 0463-59-4931

E-mail doho.1594@pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f80192/>